

富山大学名誉教授称号授与規則

平成18年1月19日制定	平成19年3月20日改正
平成19年12月26日改正	平成20年7月22日改正
平成23年2月22日改正	平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正	平成28年4月21日改正
平成30年3月27日改正	平成30年6月1日改正
令和元年9月24日改正	令和3年3月30日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づく富山大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与について必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 名誉教授の選考は、教育研究評議会が行う。

2 前項の選考による議決は、出席者の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(資格)

第3条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考により授与する。

- (1) 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上功績があった者
- (2) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者
- (3) 本学の学長又は副学長として、大学の運営に関し功績が顕著であった者

(推薦)

第4条 学部長、教養教育院長、大学院教職実践開発研究科長、和漢医薬学総合研究所長、附属病院長、機構長、学内共同教育研究施設の長、学外との連携による教育研究施設の長及び保健管理センター長は、前条第1号（退職時に学長又は副学長であった者を除く。）又は第2号に該当する者があるときには、その者を名誉教授候補者として学長に推薦する。

2 前条第3号に該当する者で退職時に学長又は副学長であったものの発議は、学長が行うものとする。

3 学長は、前2項に該当する者を名誉教授候補者として教育研究評議会に諮るものとする。

(称号記)

第5条 名誉教授の称号は、前条による教育研究評議会の議に基づき、本学が別記様式の称号記を交付して行う。

(称号取消)

第6条 名誉教授の称号を授与された者が、名誉教授にふさわしくない行為を行った場合は、教

育研究評議会の議に基づき、名誉教授の称号を取り消し、称号記を返還させることができる。

2 学長は、名誉教授の称号取消を発議するに当たり、あらかじめ称号取消対象者に対し、書面による弁明の機会を付与する。

3 第1項の審議は、前項により提出された書面による弁明の内容を踏まえて行われなければならない。ただし、称号取消対象者が弁明の機会を放棄したときは、この限りでない。

(解釈の決定)

第7条 この規則の解釈について疑義が生じたときは、教育研究評議会の決定するところによる。

附 則

この規則は、平成18年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

第 号	年 月 日	富 山 大 学	学校教育法第百六条により富山大学名誉教授の称号を授与する	○ ○ ○ ○	称 号 記
------------	---------------------	------------------	------------------------------	------------------	---------------------